

# 瑞穂町総合教育会議要綱

〔平成27年8月6日〕  
瑞穂町総合教育会議告示第1号

## （設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を置く。

## （所掌事項）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整（以下「協議等」という。）を行う。

## （組織）

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

## （会議）

第4条 総合教育会議の会議は、町長が招集し、議長となる。

2 総合教育会議の会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで総合教育会議の会議を開くことができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して総合教育会議の会議の招集を求めることができる。

## （副町長等の出席）

第5条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者に総合教育会議の会議に出席を求めることができる。

- （1）副町長
- （2）企画部長
- （3）教育部長

## （会議の公開）

第6条 総合教育会議の会議は、法第1条の4第6項の規定により、公開する。ただし、町長及び教育長があらかじめ協議して、次の

各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 個人の秘密を保つ必要がある事項を協議するとき。
  - (2) 総合教育会議の会議の公正が害されるおそれがある事項を協議するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上非公開とする必要がある事項を協議するとき。
- 2 前項ただし書に規定する協議の結果は、公開しないと決定した事項を協議する総合教育会議の会議の始めに、町長が出席した教育委員会委員に発議し、その4分の3以上の多数で公開すべきと議決したときは、当該会議を公開する。
- 3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、総合教育会議の会議の日に協議事項が第1項各号のいずれかに該当するに至ったと認める場合において、出席構成員の発議により、その3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、総合教育会議の会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書及び第3項の規定により公開しないと決定した事項に係る会議録は、公表しないものとする。

(意見の聴取)

第8条 総合教育会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日瑞穂町総合教育会議告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における改正後の第4条第2項ただし書及び第6条第2項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会委員」とあるのは「教育委員会委員（教育長を除く。）」とする。

附 則（令和2年1月1日瑞穂町総合教育会議告示第1号）  
この告示は、告示の日から施行する。